

基本指針に定められている指標を参考に、本市における各障害福祉サービス、障害児通所支援等、地域生活支援事業について、令和9年度から11年度までの各年度の利用者数や利用時間数等の見込量を定めます。

なお、原則として、実績に一定の増減が見られるものについては、令和4年度から令和7年度までの実績をもとに、増減率の幾何平均により算出した年平均増減率を用いて見込量を算出しています。

ただし、年度ごとの変動が大きいものや実績の傾向が変化しているものについては、年平均増減率を用いず、直近の実績や個別の事情を踏まえて見込量を算出しています。また、実績等の変動が少なく、今後も大きな変動がないと見込まれるものについては、令和6年度の実績または令和7年度の実績を見込量に用いています。

過去の計画において単位を「人」としていたものについては、1人が複数の事業所を利用している場合、それぞれを計上する延べ人数としていましたが、今回の計画から実人数に変更しています。実人数とは、同一のサービスを複数の事業所で利用している場合でも、同一の利用者を1人として計上する人数をいいます。

各項目は、「現状・課題」、「見込量等の設定の考え方」、「見込量達成に向けた取り組み」の構成とし、それぞれ本市の考えを記載しています。

「見込量」は、各障害福祉サービス、障害児通所支援等、地域生活支援事業について、今後必要となるサービス量を見込むものです。

「参考指標」は地域の実情や施策の効果を多面的に把握するために用いる指標です。目標値は設定せず、関連する状況の変化を確認します。

(1)訪問系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障害・精神障害があり常に介護が必要な人に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援等、総合的な支援を行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を提供するサービス
行動援護	知的障害・精神障害により行動に著しい困難のある人に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等、複数のサービスを包括的に提供するサービス

現状・課題

- 居宅介護の利用者数は緩やかに増加しています。一方、利用時間数および1人あたり平均利用時間数は一時的に減少した後に回復し、現在は概ね横ばいで推移しています。居宅介護利用者のうち介護保険給付対象者も増加傾向にあることから、介護保険サービスとの併用の増加が、利用時間数が一時的に減少した一因として考えられます。また、長時間の支援を必要とする人が重度訪問介護へ移行している可能性も考えられます。
- 令和8年3月時点での居宅介護利用者の障害種別は、約4割が精神障害のある人、約3割が身体障害のある人であり、費用額では身体障害のある人が約5割を占めており、身体介護を必要とする人や、重度の身体障害のある人の利用が一定程度あることがうかがえます。
- 居宅介護利用者の障害支援区分は区分2および3の利用者が約5割を占める一方、区分6の重度の障害のある人も約2割おり、障害の特性や程度等に応じた幅広い支援ニーズへの対応が求められています。
- 障害児の居宅介護の利用者数はごく少数にとどまっており、特に、重度の肢体不自由のあるこどもについては、家族の育児・介護負担が大きくなっている可能性があります。
- 重度訪問介護は、利用者数および利用時間数が増加しており、1人あたり平均利用時間も増加しています。長時間の支援を必要とする重度の障害のある人の利用ニーズが高まっていることが考えられる一方、利用の大部分は重度の肢体不自由のある人であり、強度行動障害の状態にある人の利用は進んでいません。
- 同行援護は、利用者数、利用時間、1人あたり平均利用時間数のいずれも横ば

いから緩やかな増加傾向で推移しています。視覚障害のある人の外出、移動および社会参加を支えるサービスとして、継続的なニーズがあることがうかがえます。一方、同行援護を実施する市内事業所は8事業所にとどまっています。

- 令和8年4月時点で、同行援護の利用ニーズが見込まれる重度視覚障害のある人(身体障害者手帳1級・2級所持者)は575人います。実際の利用者数と比較すると、同行援護を利用していない視覚障害のある人も一定数いると考えられることから、サービスに関する情報提供、利用につなぐににくい要因の把握、支援の担い手の確保等を進める必要があります。
- 令和8年4月時点で、行動援護を実施する市内事業所は1事業所のみであり、支給決定者数およびサービス利用実績はいずれも非常に少ない状況です。同時点で、対象者となり得る「行動関連項目が10点以上」の自宅で生活している人は111人いることから、重度訪問介護の利用状況も踏まえると、訪問系サービスにおいて、行動障害の状態にある人の特性を理解し、適切な支援を提供できる人材および事業所が不足している状況がうかがえます。
- 重度の知的障害や強度行動障害の状態にある人の訪問系サービスの利用が限られることで、自宅での生活状況や外出時に必要な支援に関するアセスメントが蓄積されにくい可能性があります。
- 障害福祉サービスを利用する重度の身体障害のある人(障害支援区分6)のうち、約半数は自宅で生活しています。また、知的障害や精神障害のある人についても、単身で生活する人を含め、地域で生活を継続するために日常生活上の支援を必要とする人がいます。こうした人々の地域生活の継続を支え、家族の介護負担の軽減を図る上でも重要な基盤である訪問系サービスでは、ヘルパー人材の高齢化等により、人材確保が困難な状況にあります。
- 人員配置や研修体制等を整え、質の高いサービスや専門的な対応を行う事業所に対して所定単位数の5～20%を加算して評価する「特定事業所加算」について、算定している市内居宅介護事業所は約半数にとどまっています。
- 加算の算定自体を目的とするものではありませんが、加算による収入の確保は、事業所運営の安定や、ヘルパーの処遇改善・人材定着につながる可能性があります。ヘルパー人材の不足が課題となる中、「特定事業所加算」や「処遇改善加算」の算定を通じて事業所の体制整備を支援することが重要と考えます。

- 全国・県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、本市は訪問系サービスの人口あたりの利用者数が少なく、利用者1人あたりの費用額もやや低い傾向にあります。
- 居宅介護は、障害支援区分2の利用者の割合が相対的に高いことが、利用者1人あたりの費用額が低い要因と考えられます。
- 重度訪問介護は、利用者数は他市と概ね同水準である一方、利用者1人あたりの費用額が低いことから、平均利用時間数は近年増加傾向にあるものの、他市と比較をすると相対的に少ない可能性があります。
- 同行援護は、人口あたりの利用者数がやや少なく、利用者1人あたりの費用額が低いことから、他市と比較をすると利用時間数が相対的に少ない可能性があります。
- 行動援護は、人口あたりの利用者数が他市と比較して非常に少なく、訪問系サービスの中でも特に利用が進んでいません。提供体制の確保が、優先的な課題と考えられます。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	実人数	477	462	-	478	486	495
	時間	9,022	8,991	-	9,321	9,477	9,653
重度訪問介護	実人数	29	32	-	51	64	81
	時間	3,398	4,819	-	7,681	9,638	12,199
同行援護	実人数	75	68	-	78	84	90
	時間	1,351	1,204	-	1,404	1,512	1,620
行動援護	実人数	3	3	-	14	25	36
	時間	105	21	-	160	215	270
重度障害者等 包括支援	実人数	0	0	-	0	0	0
	時間	0	0	-	0	0	0

障害福祉サービスデータベース A1-1-4(各年3月実績・見込量)

■参考指標(3月指定状況・実績)		令和7年度
重度訪問介護	市内指定事業所数	46事業所
	市内算定事業所数	9事業所
同行援護	市内指定事業所数	8事業所
	市内算定事業所数	7事業所
行動援護	市内指定事業所数	1事業所
	市内算定事業所数	1事業所

見込量・参考指標の設定の考え方

- 居宅介護については、令和5年度以降の平均増減率(1.7%)をもとに利用者数を算出し、当該利用者数に令和7年度の利用者1人あたり平均利用時間数である19.5時間乗じて、延べ利用時間数を算出しました。
- 重度訪問介護については、利用者数の増減率は近年鈍化傾向にあるものの、重度の障害のある人を受け入れ、必要な支援を提供できる体制の整備を促進するため、令和5年度以降の平均増減率(26.0%)をもとに利用者数を算出しました。また、当該利用者数に令和7年度の利用者1人あたりの平均利用時間数である150.6時間乗じて、延べ利用時間数を算出しました。
- 同行援護については、令和5年度以降の平均増減率(7.3%)をもとに利用者数を算出し、当該利用者数に令和6年度の利用者1人あたりの平均利用時間数である18.0時間乗じて、延べ利用時間数を算出しました。
- 行動援護については、既に利用している人に加え、サービスの対象となることが想定される行動関連項目10点以上の自宅で生活している111人(令和8年4月時点)のうち、毎年度1割にあたる11人程度が新たに利用すると見込みました。既存利用者の利用時間数は令和6年度の1人あたり35時間を維持し、新規利用者については1人あたり5時間を見込んで、延べ利用時間数を算出しました。
- 重度障害者等包括支援については、神奈川県内に指定を受けている事業所がないため、見込量は0とします。
- 参考指標として、重度訪問介護、同行援護および行動援護の市内指定事業所数ならびに算定事業所数を設定します。実際にサービス提供している事業所の状況を把握するための指標とします。

見込量達成に向けた取り組み

- 「障害福祉サービス等従事職員研修費補助金」の実績をもとに、喀痰吸引研修、重度訪問介護従事者養成研修、行動援護従事者養成研修および同行援護従事者養成研修の受講状況について、年度ごとの推移を把握・分析します。
- 既存の居宅介護事業所等に対し、「障害福祉サービス等従事職員研修費補助金」を周知するとともに、重度訪問介護および同行援護を提供する事業所の増加に向けて勧奨します。
- 行動援護事業所の開設促進に必要な要素について、県内の行動援護従事者養成研修の受託法人等へのヒアリングや障害とくらしの支援協議会等を活用した調査・分析の実施を検討します。
- 重度の知的障害のある人への支援ノウハウを有する居宅介護事業所および対象者の受け入れ実績がある生活介護事業所等に対し、行動援護事業所の開設を勧奨します。
- 「特定事業所加算」や「処遇改善加算」の算定等を通じた事業所の体制整備に向けて、既存の会議体や障害とくらしの支援協議会を活用し、事業所が必要とする支援内容や課題について意見徴収を行います。
- 意見聴取の結果を踏まえ、ヘルパー等による情報共有や支援技術・知識の向上を図るための機会について、実施方法を検討します。

(2) 日中活動系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービス
自立訓練 (機能訓練)	身体障害のある人や難病患者等に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 (生活訓練)	知的障害のある人および精神障害のある人に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を提供するとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を提供するサービス
就労選択支援	就労を希望する人と事業者が共同で能力や適性、強みや課題、必要な配慮等について整理・評価(就労アセスメント)を行い、適切な一般就労や就労系サービスにつなげるサービス
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練等を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (A型)	一般の事業所で働くことが困難な人に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (B型)	一般の事業所で働くことが困難な人に、雇用契約なしで、職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、その他必要な支援を提供するサービス
短期入所 (ショートステイ)	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な人に、短期間、夜間も含め施設等で、生活の場やその他必要な介護等を提供するサービス

- 生活介護の利用者数は、緩やかに増えています。全国・県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、人口あたりの利用者数は多い傾向にあります。
- 一方、利用者1人あたりの費用額は低い傾向にあり、障害支援区分3および4の利用者の割合が相対的に高いことや、各種加算の算定状況が要因のひとつと考えられます。また、生活介護の支給決定者数のうち、約2割は強度行動障害の状態にある人、約5%は医療的ケアの必要な人ですが、市内の生活介護事業所で幅広く受け入れられている状況にはなく、利用が一部の事業所に集中していることがうかがえます。
- 強度行動障害の状態にある人の特性を理解し、適切な支援を提供できる人材および事業所を増やしていく必要があります。
- 令和7年に障害とくらしの支援協議会の通所送迎に係る課題整理のためのワーキンググループが市内生活介護事業所を対象に行った調査では、少なくとも1人の利用者について、事業所送迎を実施している事業所は約7割でした。
- 一方、通所に係る移動手段の確保については「移動支援ヘルパーの確保も含め、困難な状況にある」と障害とくらしの支援協議会やサービス調整を行う相談支援専門員から指摘されています。通所支援を確保する観点から、事業所送迎の実施回数や対象者を広げる取り組みが必要です。
- 主に身体障害のある人が、自宅での入浴が困難な場合に、自宅以外の場所での入浴するための支援を提供できる事業所は限られています。
- 生活訓練は、令和6年に市内の事業所数が増加したこともあり、同年度に利用者数が増加し、その後は横ばいで推移しています。宿泊型自立訓練および機能訓練は市内に事業所がないため、主に身体障害のある人が、入院から地域生活への移行にあたり、市外事業所のサービス提供を受けていることがうかがえます。
- 就労移行支援の利用者数は、近年横ばいで推移しています。一方、就労継続支援 A 型、B 型および就労定着支援の利用者数は、各年度10%程度の増加率で増加しています。
- 就労移行支援および就労継続支援については、全国的に、実態を伴わない在宅支援が問題視されています。本市ではセルフプランによりサービスを利用する人が多いため、在宅支援の必要性について、第三者的な立場からモニタリングを行うことが困難な状況にあります。

- 県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、就労移行支援は利用者1人あたりの費用額が高く、就労定着率が相対的に良い傾向にあることがうかがえます。就労継続支援 A 型は1人あたりの費用額が低く、報酬区分に関わる評価点が低い可能性があります。
- 令和7年10月から、新たなサービスとして就労選択支援が開始され、令和8年4月時点で市内には1事業所があります。新たに就労継続支援 B 型を利用する場合は、就労選択支援において就労アセスメントを実施し、就労面に係る課題等の把握することが必要となっています。また、令和9年4月からは、新たに就労継続支援 A 型を利用する人および標準利用期間を超えて就労移行支援の利用を希望する人についても、原則として就労選択支援の利用をする必要があります。今後も就労系サービスの利用者数が増加傾向で推移する場合、これに対応した就労選択支援の提供体制の整備も必要となることが想定されます。
- 療養介護は横ばいで推移しています。県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、人口あたりの利用者数は高い傾向にあり、市内に事業所があることが要因のひとつと考えられます。また、利用者1人あたりの費用額も高い傾向にあることから、人員配置などの支援体制が相対的に手厚い可能性が考えられます。
- 短期入所の利用者数は横ばいで推移しています。県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、人口あたりの利用者数は高い傾向にあります。
- 一方、利用者1人あたりの費用額は低い傾向にあります。利用者の障害支援区分の構成に大きな差異は見られないことから、特に報酬単価が高い障害支援区分5および6の人の利用頻度や各種加算の算定状況が、その要因のひとつと考えられます。
- 緊急時に短期入所を利用するケースが年に数件発生していますが、緊急時の調整および平時からの備えについては、地域生活支援拠点等の整備の中で、さらに強化・充実を図る必要があります。
- 特に強度行動障害の状態にある人や、医療的ケアの必要な人の緊急時の受け入れ体制については、短期入所事業所に加え、日中活動系サービス事業所も含め、地域生活支援拠点等の面的整備の中で強化していく必要があります。そのため、本人主体の視点に立ち、目の前の支援にとどまらず、障害のある人の1日を通した生活をアセスメントできるよう、関係機関がチームとして支援することが重要です。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
生活介護	実人数	1,075	1,094	-	1,138	1,161	1,184
	日数	19,306	20,251	-	21,053	21,479	21,904
	1 うち障害支援 区分5または6 の人	実人数	665	672	-	699	713
		日数	12,594	13,230	-	12,932	13,191
	2 うち強度行 動障害の状態に ある人※1	実人数	217	211	-	219	224
		日数	4,205	4,204	-	4,052	4,144
	3 うち医療的 ケアの必要な人 ※2	実人数	57	58	-	60	62
		日数	939	945	-	1,110	1,147
自立訓練	実人数	4	3	-	3	3	3
(機能訓練)	日数	80	59	-	59	59	59
自立訓練	実人数	46	45	-	46	46	46
(生活訓練)	日数	666	640	-	666	666	666
宿泊型自立訓練	実人数	3	3	-	3	3	3
就労選択支援	実人数	-	9	-	71	76	82
就労移行支援	実人数	121	112	-	121	121	121
	日数	2,211	2,089	-	2,211	2,211	2,211
就労継続支援 (A型)	実人数	103	112	-	131	141	152
	日数	1,996	2,097	-	2,450	2,637	2,842
就労継続支援 (B型)	実人数	635	707	-	825	891	962
	日数	9,610	10,771	-	12,540	13,543	14,622
就労定着支援	実人数	74	91	-	97	103	110
療養介護	実人数	58	60	-	60	60	60
短期入所	実人数	269	264	-	295	311	329
	日数	1,354	1,264	-	1,416	1,493	1,579
	1 うち障害支援 区分5または6 の人	実人数	146	147	-	164	173
		日数	846	704	-	787	830
	2 うち強度行 動障害の状態に ある人※1	実人数	54	58	-	65	68
		日数	293	269	-	312	326
	3 うち医療的 ケアのある人 ※2	実人数	11	9	-	10	11
		日数	42	42	-	48	53
	福祉型短期入所	実人数	259	256	-	284	299
		日数	1,310	1,229	-	1,360	1,432
	医療型短期入所	実人数	13	11	-	11	11
		日数	44	35	-	35	35

障害福祉サービスデータベース A1-1-4(各年3月、就労選択支援のみ年度実績・見込量)

※1 障害支援区分認定調査項目のうち、「行動関連項目」が10点以上の人をいう。

※2 障害支援区分認定調査項目のうち、「特別な医療に関連する項目」のいずれかに該当している人をいう。

■参考指標(3月実績、*印は年度実績)

		令和7年度
生活介護事業所における支援体制および実績		
「横須賀市障害者地域サポート事業」 の交付を受けている市内事業所数	重度重複障害者個別支援事業	－事業所
	医療的ケア支援事業	－事業所
	行動障害者支援事業	－事業所
重度障害者支援加算Ⅰ (重症心身障害者)	支給決定者数	41人
	算定事業所数	1事業所
重度障害者支援加算Ⅱ・Ⅲ (強度行動障害の状態にある人)	支給決定者数	217人
	算定事業所数	23事業所
「送迎加算」が算定可能な送迎を 利用者の7割以上に提供する事業所数 ※1		－事業所
(*)「送迎車両購入補助金」交付件数		－事業所
(*)通所自立支援加算 ※2	算定事業所数	－事業所
	利用実人数	－人
	延べ件数	－件
入浴支援を行う事業所数	医療的ケアの必要な人 重症心身障害者 ※3	15事業所
	その他 ※4	－事業所

※1 国の障害福祉サービス報酬における「送迎加算Ⅰ」または「送迎加算Ⅱ」の対象となる送迎を実施し、

「指定障害福祉サービス処遇費扶助要綱」第4条第2号イの扶助を申請している場合。

※2 居宅等と事業所間の移動について、利用者が自立して通所できるよう、職員が付き添い、計画的な支援を実施し、

「指定障害福祉サービス処遇費扶助要綱」第4条第3号の扶助を申請している場合。

※3 国の障害福祉サービス報酬における「入浴支援加算」の対象者へ支援を実施している場合。

※4 国の障害福祉サービス報酬における「入浴支援加算」の対象者以外へ支援を実施し、「指定障害福祉サービス処遇費扶助要綱」第4条第1号の扶助を申請している場合。

見込量・参考指標の設定の考え方

- 生活介護については、令和5年度以降の平均増減率(2.0%)をもとに利用者数を算出し、当該利用者数に令和7年度の利用者1人あたり平均利用日数である18.5日をかけて、延べ利用日数を算出しました。このうち、障害支援区分5および6の人、強度行動障害の状態にある人ならびに医療的ケアの必要な人については、令和7年度実績における構成比をもとに見込みました。
- 機能訓練および宿泊型自立訓練の利用者数については、令和7年度実績と同程度を見込みました。生活訓練については、令和6年度実績と同程度を見込みました。
- 就労選択支援の利用者数については、各年度における就労継続支援 A 型および B 型の利用者数の増加分を見込みました。
- 就労移行支援については、令和6年度実績と同程度を見込みました。
- 就労継続支援 A 型の利用者数は、令和5年度以降、平均増減率 18.7%で推移していますが、近年は増加率が鈍化傾向にあります。令和8年4月時点における市内事業所の定員数は 80 人であることから、新たな利用者の多くは市外事業所を利用すると想定されます。直近の増加率(8.7%)および今後の就労アセスメントに基づく適切なサービス利用の促進を踏まえ、増加率を 8.0%に設定し、利用者数を見込みました。また、当該利用者数に、令和7年度の利用者1人あたり平均利用日数である 18.7 日をかけて、延べ利用日数を見込みました。
- 就労継続支援 B 型の利用者数は、令和5年度以降、平均増減率 8.6%で推移しており、近年は増加率が上昇傾向にあります。一方、令和8年4月時点における市内事業所の定員数は748人であり、定員に空きがある事業所も想定されます。就労継続支援 A 型と同様に、今後は就労アセスメントに基づく適切なサービス利用の促進が見込まれることを踏まえ、増加率を 8.0%に設定し、利用者数を見込みました。また、当該利用者数に、令和7年度の利用者1人あたり平均利用日数である 15.2 日をかけて、延べ利用日数を見込みました。
- 就労定着支援については、国の基本指針において、令和 11 年度末の利用者数を令和6年度末実績の1.47倍以上(110人)とすることが成果目標として定められています。令和11年度の利用者数を110人とし、当該利用者数に向けて段階的に増加するよう見込みました。
- 療養介護については、令和7年度実績と同程度を見込みました。

- 短期入所については、令和5年度以降の平均増減率(5.6%)をもとに利用者数を算出し、当該利用者数に令和7年度の1人あたりの平均利用日数である4.8日をかけて、延べ利用日数を見込みました。このうち、障害支援区分5および6の人、強度行動障害の状態にある人ならびに医療的ケアの必要な人については、令和7年度実績における構成比をもとに見込みました。
- 福祉型短期入所については、令和5年度以降の平均増減率(5.3%)をもとに利用者数を算出し、当該利用者数に令和7年度の1人あたりの平均利用日数である4.8日をかけて、延べ利用者数を見込みました。医療型短期入所については、令和7年度実績と同程度を見込みました。
- 参考指標として、生活介護における国の加算や補完する市の施策の実績等を設定します。事業所による送迎や通所自立支援の促進、入浴支援の提供状況を把握するための指標とします。

見込量達成に向けた取り組み

- 生活介護および就労継続支援については、障害者総合支援法第36条第5項に基づき、サービスの見込量に対して供給量が上回る場合、事業所指定にあたり総量規制を行うことができます。今回設定した見込量を供給量が上回る場合には、サービスの利用状況や定員数等の供給体制を踏まえ、総量規制の実施を検討します。
- 総量規制を実施する場合には、重度の障害のある人や高齢の障害のある人の受け入れを促進する観点から、共生型サービスを提供する事業所および重度の障害のある人の受け入れが可能な事業所について、総量規制の対象外とすることを検討します。
- 生活介護における重度の障害のある人の受け入れや、事業所による送迎および入浴支援を促進するため、国の障害福祉サービス等報酬を補完する「横須賀市障害者地域生活サポート事業費補助金」および「指定障害福祉サービス処遇費扶助」を実施しています。これらの実績等を踏まえ、今後の支援の在り方を検討します。
- 就労選択支援については、現在の市内事業所数では十分なサービス提供が困難となることが想定されるため、就労アセスメントの支援実績を有する事業所に対し、就労選択支援事業所の開設を働きかけます。

(3)居住系サービスの見込量

サービス名	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を営む住居で、相談・入浴・排せつ・食事の介護・その他の日常生活上の支援を提供するサービス
施設入所支援	施設に入所している人に、主に夜間に、入浴・排せつ・食事等の介護・生活等に関する相談、助言・その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から出て一人暮らしをする人や、一人暮らしや同居家族の支援が見込めない人等に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス

現状・課題

- 共同生活援助の事業所数および利用者数は、ともに増加傾向にあります。県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、介護包括型は人口あたりの利用者数が多い傾向にある一方、日中支援型は利用者数がやや少ない傾向にあります。
- 共同生活援助利用者の約6割は障害支援区分2および3の人であり、重度の障害のある人の受入れが十分に進んでいません。介護包括型は利用者1人あたりの費用額が県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較して低い傾向にあり、障害支援区分2および3の利用者の割合が相対的に高いことが要因の一つと考えられます。一方、日中支援型は利用者1人あたりの費用額が高い傾向にあり、障害支援区分の高い重度の障害のある人が入居していることがうかがえます。
- バリアフリーやスプリンクラー等の設備面も含め、身体障害のある人や重度の障害のある人に対応したグループホームの整備が必要です。また、共同生活援助の支給決定者数に対して、「重度障害者支援加算」の請求実績は少なく、重度の障害のある人を受け入れるための専門的な支援を担う人材の確保および育成が課題となっています。
- 本市では、療養介護の対象者を重症心身障害者の認定を受けている人に限定しています。このため、18歳以降に同様の障害状態となった人など重症心身障害者の認定のない人や、認定はないものの医療的ケアの必要な人については、くらしの場の選択肢が限られています。

- 地域で重度の障害のある人を受け入れ、必要な支援を提供できる体制が十分に整っていないことから、入所施設が相対的に必要な社会的支援を受けることのできる場となっています。このため、入所を希望する人が多く、長期間にわたり入所を待機する状況が発生しています。また、市内で希望するくらしの場を確保できず、市外のグループホーム等へ入居をする人もいます。
- 日中支援型グループホームは、障害のある人の高齢化・重度化に伴い常時介護を必要とする障害のある人のくらしの場を確保するために創設された類型です。日中支援型グループホームの事業所数は、令和8年4月時点で市内には2事業所あり、県内他市と比較して少ない傾向にあります。要因の一つとして、共同生活援助に係る共同生活住居の設備に関する基準を定める条例の影響(市の独自基準で定員を少人数にしていること)が考えられます。
- 日中支援型は、他の類型と比較して手厚い人員配置が求められることから、地域資源としての必要性も踏まえ、整備の方向性を検討する必要があります。整備を進める場合は、障害とくらしの支援協議会等による評価により質の担保を図るとともに、入所施設と同様に「多様な体験の機会」を提供できるよう、日中活動を含めた支援体制の調整等が必要です。
- 入所施設については、地域生活支援拠点等や障害とくらしの支援協議会等の仕組みを活用し、①利用者の意思・希望の尊重、②地域移行を支援する機能、③地域生活を支えるセーフティネット機能、④専門的支援や生活環境を支える取り組みを、強化・充実させていく必要があります。
- 県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、人口あたりの利用者数は多い傾向にある一方、利用者1人あたりの費用額は低い傾向にあります。障害支援区分6の利用者の割合が相対的に少ないことが要因の一つと考えられます。
- 共同生活援助の利用者は障害支援区分2および3の人が多く、共同生活援助での生活を経て、ひとり暮らしを希望する人がいることも想定されます。また、家族と暮らす人を含め、ひとり暮らしを希望する人もいると考えられます。
- グループホームで暮らす障害のある人が、ひとり暮らし等を希望する場合に、共同生活援助事業所による自立生活に向けた支援が十分に提供されていない場合があります。共同生活援助は住まいを提供するだけでなく、本人の意向に基づき、生活の組み立てや自立生活に向けた支援を行うことが求められています。
- ひとり暮らしへの段階的な移行を支援するため、サテライト型住居の活用や自立生活援助の拡充が必要です。ひとり暮らしを希望する人を後押しすることにより、共同生活援助を必要とする他の障害のある人に住まいの機会が循環する体制を整えていく必要があります。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人数	607	666	－	781	848	921
1 うち障害支援区分 5または6の人	実人数	122	135	－	180	195	212
2 うち「指定グルー プホーム入居生活費 扶助」行動障害者支 援加算対象の人※1	実人数	72	76	－	117	127	138
3 うち強度行動障 害の状態にある人 ※2	実人数	37	39	－	47	51	55
4 うち医療的ケアの 必要な人※3	実人数	8	10	－	12	13	14
5 うち市外グルー プホーム入居者	実人数	87	90	－	90	90	90
施設入所支援	実人数	310	298	－	298	298	298
1 うち障害支援区分 5または6の人	実人数	254	245	－	253	253	253
2 うち強度行動障 害の状態にある人 ※2	実人数	81	75	－	77	77	77
3 うち医療的ケアの 必要な人※3	実人数	18	19	－	19	19	19
4 うち市外施設入 所者	実人数	51	49	－	49	49	49
自立生活援助	実人数	1	2	－	3	3	3

障害福祉サービスデータベース A1-1-4 (各年3月実績・見込量)

※1 障害支援区分認定調査項目のうち、「行動関連項目」が6点以上 10 点未満の人をいう。

※2 障害支援区分認定調査項目のうち、「行動関連項目」が 10 点以上の人をいう。

※3 障害支援区分認定調査項目のうち、「特別な医療に関連する項目」のいずれかに該当している人をいう。

■参考指標(3月実績、*印は年度実績)

			令和7年度
共同生活援助事業所における支援体制および実績			
「指定グループホーム入居生活費扶助」	医療的ケア対応支援加算 対象者数 ※1		－人
	医療的ケア対応支援加算 交付事業所数		－事業所
	行動障害者支援加算 交付事業所数		－事業所
「重度障害者支援加算」算定事業所数			4事業所
(*)「自立生活支援加算」算定件数			7件

※1 医師が判定する「医療的ケアスコア」において8点以上

見込量の設定の考え方

- 共同生活援助の利用者数は、令和5年度以降、平均増減率 11.9%で推移しており、近年は増加率が上昇傾向にあります。一方、住まいを必要とする特に重度の障害のある人の受け入れ先となる事業所が少ないことや、人口比で見た利用者数が多い傾向にあることを踏まえ、共同生活援助の利用者数全体については、全国平均の増加率(8.6%)を用いて見込みました。
- このうち、障害支援区分5および6の利用者については、これまで2割前後で推移していましたが、今後の受け入れの促進を見据え、構成比を 23%として見込みました。
- 「指定グループホーム入居生活費扶助」における行動障害者支援加算の対象となる利用者については、これまで 12%前後で推移していましたが、今後の受け入れの促進を見据え、構成比を15%として見込みました。
- 強度行動障害の状態にある利用者については、これまで6%前後で推移していましたが、今後の受け入れ促進を見据え、構成比を 6.0%として見込みました。また、医療的ケアの必要な利用者については、これまで 1.5%前後で推移していましたが、今後の受け入れ促進を見据え、構成比を 1.5%として見込みました。市外のグループホームに入居する人については、令和7年度実績と同程度を見込みました。
- 共同生活援助利用者数全体の伸び率を緩やかに見込む一方、重度の障害のある人の構成比が高まることを見込みます。相対的に軽度の障害のある人については、本人の意向に基づく自立生活支援により単身生活への移行を促進し、共同生活援助の定員が循環することを目指します。
- 施設入所支援の利用者数は、令和7年度実績と同程度を見込みました。このうち、障害支援区分5および6の利用者については、これまで82%前後で推移していましたが、今後、入所施設には地域生活を支えるセーフティネットとしての機能が求められることや、他市と比較して障害支援区分6の利用者の割合が相対的に少ないことを踏まえ、構成比を85%として見込みました。
- 強度行動障害の状態にある利用者については、これまで25%前後で推移していましたが、今後の受け入れ促進を見据え、構成比を26%として見込みました。また、医療的ケアの必要な利用者および市外施設に入所している人については、令和7年度実績と同程度を見込みました。
- 自立生活援助の利用者数は、各年度3人を見込みました。
- 参考指標として、共同生活援助における国の加算や補完する市の施策の実績等を設定します。重度の障害のある人の受け入れの促進や、単身生活への移行等に向けた支援の充実状況を把握するための指標とします。

見込量達成に向けた取り組み

- 共同生活援助については、障害者総合支援法第 36 条第5項に基づき、サービスの見込量に対して供給量が上回る場合、事業所指定にあたり総量規制を行うことができます。今回設定した見込量を供給量が上回る場合には、サービスの利用状況や定員数等の供給体制を踏まえ、総量規制の実施を検討します。
- 総量規制を実施する場合には、重度の障害のある人や高齢の障害のある人の受け入れが可能な事業所について、総量規制の対象外とすることを検討します。
- 共同生活援助における重度の障害のある人の受け入れの促進をするため、国の障害福祉サービス等報酬を補完する「指定グループホーム入居生活費扶助」を実施しています。これらの実績等を踏まえ、今後の支援の在り方を検討します。
- 共同生活援助および計画相談支援事業所に対して、自立生活援助事業所の開設を働きかけます。

(4)相談支援の見込量

サービス名	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービス等利用計画を作成するサービス
地域移行支援	障害者支援施設に入所している人や、精神科病院に入院している精神障害のある人等に対する住居の確保、地域生活に移行するための相談、その他の支援を提供するサービス
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障害者と常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談その他の支援を提供するサービス
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障害児に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス

現状・課題(一部、5章の再掲)

- 計画相談支援および障害児相談支援は、いずれもセルフプランの割合が高い傾向にあります。この傾向は、首都圏域の同程度の人口規模の市町村においても見られていることから、セルフプランの割合が高い要因や有効な対応について、同程度の人口規模の市町村との比較・研究を進める必要があります。
- 本市では、計画相談支援の約3割を障害者相談サポートセンター(委託相談支援事業所)が、障害児相談支援の約9割を横須賀市療育相談センター(指定管理者制度による運営)が作成しています。
- 重度の障害のある人については、相対的に計画相談支援が提供されている傾向にありますが、一定数はセルフプランとなっています。また、精神障害のある人は、セルフプランの割合が高い状況にあります。
- 支給決定者数の増加に対し計画相談支援の提供が追いついていないことから、計画相談支援の提供量を確保する取り組みを進める必要があります。相談支援専門員は実務要件を要するため、計画的な確保・養成が必要です。
- 計画相談支援は支援のコーディネートを担い、チームアプローチの要となることから、提供量の確保に加え、質の確保・向上を図る必要があります。
- 相談支援事業所が安定的に運営できるよう、事業運営上の課題を踏まえた支援を行うとともに、運営ノウハウの共有や伴走支援体制の整備により、相談支援専門員へのOJTを強化する必要があります。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画相談支援	実人数	392	369	-	384	392	401
障害児相談支援	実人数	346	398		419	429	440
地域移行支援	実人数	2	1	-	5	5	6
地域定着支援	実人数	0	0	-	1	1	2

障害福祉サービスデータベース A1-1-4

(計画相談支援および障害児相談支援は各年3月、その他は各年度実績・見込量)

■参考指標(3月実績)		令和7年度
計画相談支援		
集中支援加算(会議開催)		15件
集中支援加算(会議参加)		4件
サービス担当者会議実施加算		17件
サービス提供時モニタリング加算		148件
障害児相談支援		
集中支援加算(会議開催)		0件
集中支援加算(会議参加)		1件
サービス担当者会議実施加算		0件
サービス提供時モニタリング加算		4件
市内指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業所における体制		
行動障害支援体制加算		8事業所
要医療児者支援体制加算		3事業所
精神障害者支援体制加算		6事業所
高次脳機能障害支援体制加算		0事業所

見込量の設定の考え方

- 計画相談支援および障害児相談支援の利用者数については、令和5年度以降の平均増減率(計画相談支援:2.1%、障害児相談支援:2.6%)に基づき見込みました。なお、実績は計画作成数に加え、モニタリングや集中支援加算の算定数を含みます。
- 地域移行支援の利用者については、1年以上の長期入院をしている精神障害のある人が各年度5人利用することを見込みました。令和11年度には、入所施設から地域生活への移行にあたり、1人が利用することを見込みました。
- 地域定着支援の利用者については、令和9年度および10年度は各1人、令和11年度は地域生活支援拠点等の整備の進展を踏まえ、精神障害のある人1人新たに利用することを見込みました。
- 参考指標として、集中的な支援および事業所の支援体制を評価する加算の算定状況等を設定します。セルフプラン率だけでは捉えきれない、相談支援の質やチームアプローチの提供状況を把握するための指標とします。

見込量達成に向けた取り組み(5章の再掲)

- セルフプランで障害福祉サービスを利用している人のうち、特に自宅で生活し、緊急時の支援調整が困難となるおそれが高い人については、本人の意向および状況を踏まえ、計画相談支援、必要に応じた地域定着支援および自立生活援助につながるよう、地域生活支援拠点等の取り組みの中で関係機関との連携を進めます。
- 計画相談支援の提供量を確保するため、指定特定相談支援事業所の新規参入および事業規模の拡大に向けた有効な方策を検討します。
- 相談支援専門員の計画的な確保・養成を図るため、相談支援員の活用を進めるとともに、日中活動系サービス事業所および精神科訪問看護事業所等に対し、相談支援事業所の開設等に向けた働きかけを行います。
- 計画相談支援の質の確保・向上を図るため、基幹相談支援センターを中心に、事例を素材としたグループスーパービジョン等を継続的に実施します。また、基幹相談支援センターおよび主任相談支援専門員を中心に、支援のコーディネート力およびチームアプローチの充実を目的とした研修会等の企画・実施について検討します。
- 相談支援事業所が安定的に運営できるよう、基幹相談支援センターを中心に事業所の運営上の課題を把握し、運営ノウハウの共有、業務の効率化に関する情報提供および必要な伴走支援を行います。
- 計画相談支援については、相談支援専門員からモニタリング期間の変更に関する相談があった場合には、本人の状況や支援の必要性を踏まえ、柔軟に見直します。なお、毎月のモニタリングを超える頻度での居宅訪問・相談対応等が必要な人については、本人の意向および支援ニーズを踏まえ、自立生活援助の利用につなぐことを検討します。

(5)障害児通所支援等の見込量

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供するサービス
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等を訪問し、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
福祉型 障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行うサービス
医療型 障害児入所支援	医療的なケアを必要とする障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行うサービス

現状・課題(一部、5章再掲)

- 児童発達支援および放課後等デイサービスの利用者数は増加傾向にあります
が、県内平均および同程度の人口規模の中核市と比較すると、人口あたりの
利用者数は少ない傾向にあります。一方、利用者1人あたりの費用額は高い傾
向にあり、1人あたりの利用頻度が相対的に高いことが、要因の一つと考えら
れます。
- ケアニーズの高い障害児等への支援を安定的に提供するため、児童発達支援
センターの中核的機能の維持・充実、専門人材の養成・確保および地域の支援
体制の整備が必要です。
- インクルージョンを推進するため、保育所等訪問支援による個別支援を充実さ
せるとともに、保育・教育等の関係機関との連携を一層促進する必要があります。
- 支援者による相談・助言、保護者同士のピアサポート、レスパイト等の多様な手
法により、こどもの成長段階に応じた継続的な保護者支援を拡充する必要が
あります。
- 発達段階に応じた支援や、成人期への移行を見据えた支援(SST など)の充実
に加え、当該支援を提供できる人材の育成が必要です。

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第7期／第3期実績			第8期／第4期見込量		
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童発達支援	実人数	310	355	－	465	533	610
	日数	2,704	3,521	－	4,604	5,277	6,039
放課後等デイサービス	実人数	887	972	－	1,161	1,269	1,387
	日数	11,851	12,790	－	15,325	16,751	18,308
うち医療的ケアの必要 な児童等※1	実人数	17	12	－	22	24	26
	日数	205	171	－	315	343	372
うち個別サポート加 算対象児童等	実人数	205	229	－	274	299	327
	日数	3,211	3,719	－	4,439	4,844	5,297
保育所等訪問支援	実人数	14	30	－	39	45	51
	日数	18	39	－	51	59	66
居宅訪問型 児童発達支援	実人数	0	0	－	1	1	1
	日数	0	0	－	4	4	4
福祉型 障害児入所支援	実人数	21	22	－	22	22	22
医療型 障害児入所支援	実人数	6	4	－	4	4	4

障害福祉サービスデータベース A1-2-4

(居宅訪問型児童発達支援は年度、その他サービスは各年3月実績・見込量)

※1 医師が判定する「医療的ケアスコア」において3点以上である医療的ケア区分Ⅰ～Ⅲに該当する児童等

■参考指標(年度実績)		令和7年度
児童発達支援		
「家族支援加算Ⅰ」算定件数		650件
「保育・教育等移行支援加算」算定件数		2件
「事業所間連携加算Ⅰ」算定件数		15件
放課後等デイサービス		
「家族支援加算Ⅰ」算定件数		428件
「保育・教育等移行支援加算」算定件数		0件
「事業所間連携加算Ⅰ」算定件数		2件
「通所自立支援加算」	算定事業所数	3事業所
	利用実人数	14人
「放課後等デイサービス処遇費扶 助」における通所自立支援	交付事業所数	－事業所
	利用実人数	－人

見込量の設定の考え方

- 児童発達支援の利用者数は、令和5年度以降の平均増減率が18.2%である一方、年度ごとの増減率には差があります。このため、令和6年度から令和7年度までの増加率である14.5%を用いて利用者数を見込みました。また、当該利用者数に、令和7年度の利用者1人あたり平均利用日数である9.9日を乗じて、延べ利用日数を見込みました。
- 放課後等デイサービスの利用者数は、令和5年度以降の平均増減率は10.7%で推移していますが、近年は増加率が鈍化傾向にあります。本市の供給体制については、量的な拡大を優先するのではなく、支援の質の向上に重点を置く必要があると考え、全国平均の増加率(9.3%)を用いて見込みました。また、当該利用者数に、令和7年度の利用者1人あたり平均利用日数である13.2日を乗じて、延べ利用日数を見込みました。
- このうち、医療的ケアの必要な児童等については、令和6年度実績における構成比をもとに見込みました。また、当該利用者数に、令和7年度の利用者1人あたり平均利用日数である14.3日を乗じて、延べ利用日数を見込みました。
- このうち個別サポート加算の対象となる児童等については、令和7年度実績における構成比をもとに見込みました。また、当該利用者数に、令和7年度の利用者1人あたり平均利用日数である16.2日を乗じて、延べ利用日数を見込みました。
- 保育所等訪問支援の利用者数は、令和5年度以降の平均増減率が44.2%である一方、年度ごとの増減率には差があります。このため、令和6年度から令和7年度までの増加率である14.3%を用いて利用者数を見込みました。また、当該利用者数に、令和7年度の利用者1人あたり平均利用日数である1.3日を乗じて、延べ利用日数を見込みました。
- 居宅訪問型児童発達支援は、市内に1事業所が指定を受けており、年間1人が3ヶ月に1回程度利用することを見込みました。
- 福祉型および医療型障害児入所支援については、施設が限られ、定員数に大きな変動はないと考えられることから、令和7年度実績と同程度を見込みました。
- 参考指標として、障害児通所支援における国の加算や補完する市の施策の実績等を設定します。保護者支援の充実、インクルージョンの推進、支援のコーディネートの拡充および成人期への移行を見据えた支援に関する取り組み状況を把握するための指標とします。

見込量達成に向けた取り組み(一部、5章再掲)

- 放課後等デイサービスについては、障害者総合支援法第36条第5項に基づき、サービスの見込量に対して供給量が上回る場合、事業所指定にあたり総量規制を行うことができます。今回設定した見込量を供給量が上回る場合には、サービスの利用状況や定員数等の供給体制を踏まえ、総量規制の実施を検討します。
- 総量規制を実施する場合には、ケアニーズの高い重度の障害のある児童等の受け入れが可能な事業所について、総量規制の対象外とすることを検討します。
- 医療的ケア児や重症心身障害児、行動上の課題がある等のケアニーズの高い障害のある児童等の受け入れ体制を確保するため、専門人材の養成状況を把握するとともに、人材確保に向けた施策の検討を行います。
- 児童発達支援センター等と連携し、障害児通所支援事業所における支援プログラム等の実施を促進します。ペアレントトレーニング体験講座の参加者や今後構築予定の障害児通所支援に従事する職員を対象とした3階層の研修体系において中核的な役割を担う人材を配置する事業所を中心に、取り組みの拡大を図ります。あわせて、プログラム内容や実施に係るノウハウの共有、家族支援加算の活用およびサポートブックの支援ツールとしての活用に関する周知を通じ、多層的で身近な保護者支援体制の整備を検討します。
- ニーズに応じた支援を適切に提供するため、支援のコーディネートの実施を図ります。特にケアニーズの高い個別サポート加算の対象となる障害児については、障害児相談支援によるケアマネジメントを受けられる体制の整備を進めます。また、セルフプランで複数の事業所を併用するケースにおける支援の質の向上を図るため、児童発達支援センター等と連携し、障害児通所支援事業所における「事業所間連携加算」の実施および活用を促進します。
- 「事業所間連携加算」におけるコア事業所に対しては、児童発達支援センターや基幹相談支援センター等と連携し、障害児相談支援の指定に向けた助言および勧奨を行います。あわせて、市内指定特定相談支援事業所が実施している複数事業所による協働体制について、障害児相談支援の分野への導入可能性を検討します。
- 支援のコーディネートの拡充にあたっては、成人期への移行を見据え、早期からの準備・調整を進める視点を共通認識とし、家庭・教育・福祉の連携(トライアングルプロジェクト)を促進します。